

# 災害対策基本法等の一部を改正する法律案要綱

## 第一 災害対策基本法の一部改正

### 一 総則

#### 1 災害の定義

異常な自然現象の例示として、崖崩れ、土石流及び地滑りを追加すること。  
(第二条関係)

#### 2 災害対策に関する基本理念

災害対策は、我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること等を基本理念として行われるものとする事。  
(第二条の二関係)

#### 3 各主体の責務

- (1) 市町村の責務として、住民の自発的な防災活動の促進を追加すること。
- (2) 国及び地方公共団体は、ボランティアにより行われる防災活動が重要な役割を果たしていることに鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならないものとする事。

(3) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においても、これらの事業活動を継続するとともに、その事業活動に関し、国及び地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するよう努めなければならないものとする。

(4) 地方公共団体の住民が防災に寄与することの例示として、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄及び防災訓練を追加すること。  
(第五条から第七条まで関係)

#### 4 施策における防災上の配慮等

国及び地方公共団体が災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため特に実施に努めなければならない事項として、次の事項を追加すること。

- (1) 民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項
- (2) 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項
- (3) 被災者からの相談に関する事項  
(第八条第二項関係)

#### 二 防災に関する組織

市町村災害対策本部の副本部長、本部員その他の職員として当該市町村の区域を管轄する消防長又は

その指名する消防吏員を任命できるものとする。

(第二十三条の二第三項関係)

### 三 防災計画

1 市町村地域防災計画は、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）について定めることができるものとする。

2 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができるものとする。

3 市町村防災会議は、遅滞なく、2の提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならないものとする。

(第四十二条第三項及び第四十二条の二関係)

### 四 災害予防

## 1 通則

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、物資供給事業者等（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下同じ。）の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

（第四十九条の三関係）

## 2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

(1) 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならないものとする。

(2) 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定

避難所として指定しなければならぬものとする。

- (3) 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。
- （第四十九条の四から第四十九条の九まで関係）

### 3 避難行動要支援者名簿の作成等

- (1) 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならぬものとする。

- (2) 市町村長は、(1)の避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、要配慮者の氏名等の情報を内部で目的外利用し、又は関係都道府県知事等に対し必要な情報の提供を求めることができるものとする。

ること。

(3) 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、(1)の避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、内部で目的外利用できるものとする。

(4) 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。

(5) 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく、(4)の関係者その他の者に対し、名簿情報を提供できるものとする。

(6) 市町村長は、(4)又は(5)により名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

ないものとする。

- (7) (4)又は(5)により名簿情報の提供を受けた者その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

(第四十九条の十から第四十九条の十三まで関係)

## 五 災害応急対策

### 1 通則

- (1) 災害応急対策の実施の責任を有する者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮して、災害応急対策を実施しなければならないものとする。

(第五十条第二項関係)

- (2) 内閣総理大臣は、非常災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難のため緊急の必要があるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、国民に対し周知させる措置をとらなければならないものとする。

(第五十一条の二関係)

- (3) 都道府県が被害状況の報告を行うことができなくなったときは、指定行政機関の長は、その所掌

事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならないものとする。

(第五十三条第七項関係)

## 2 警報の伝達等

(1) 市町村長は、災害に関する予報又は警報の伝達と合わせて、住民等に対し、避難のための立退きの準備その他の措置等について、必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者が避難指示等を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならないものとする。

(第五十六条関係)

(2) 都道府県知事又は市町村長は、警報の伝達等が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用等できるほか、新たにインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができるものとする。

(第五十七条関係)

## 3 事前措置及び避難

(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長は、避難のための立退

きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができるものとする。

- (2) 市町村長は、避難のための立退きを指示しようとする場合等において必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができるものとする。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

- (3) 市町村長が、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用等し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができるものとする。
- (第六十条から第六十一条の三まで関係)

#### 4 応急措置等

- (1) 都道府県知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長等

に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができるものとする。この場合において、要請された指定行政機関の長等は、正当な理由がない限り、これを拒んではならないものとする。

(第七十条及び七十四条の三関係)

(2) 指定行政機関の長等は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が実施すべき応急公用負担等の応急措置の一部を当該市町村長に代わって実施しなければならないものとする。

(第七十八条の二関係)

(3) 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、必要があると認められるときは、避難所等、臨時の医療施設、埋葬及び火葬並びに廃棄物処理について、それぞれ、当該災害を政令で指定することにより、関係法律の特例を措置できるものとする。

(第八十六条の二から第八十六条の五まで関係)

## 5 被災者の生活環境の整備

(1) 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、遅滞なく、避難所を供与するとともに、避難所

に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとするこ  
と。

(2) 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対し  
ても、その生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(第八十六条の六及び第八十六条の七関係)

## 6 広域一時滞在

内閣総理大臣は、災害の発生により市町村及び当該市町村を包括する都道府県がその全部又は大部  
分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長又は当該都道府県の知事が実  
施すべき広域一時滞在の協議等の全部又は一部を当該市町村長又は当該都道府県の知事に代わって  
実施しなければならないものとする。

(第八十六条の十三関係)

## 7 被災者の運送

都道府県知事は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である  
指定公共機関等に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請

することができるとすること。この場合において、指定公共機関等が正当な理由がないのに要請に応じないときは、都道府県知事は、被災者の保護の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関等に対し、被災者の運送を行うべきことを指示することができるものとする。

（第八十六条の十四関係）

## 8 安否情報の提供

都道府県知事又は市町村長は、被災者の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）について照会があつたときは、安否情報を回答することができるものとする。この場合においては、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

（第八十六条の十五関係）

## 六 被災者の援護を図るための措置

### 1 罹災証明書の交付

(1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者からの申請に応じて、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該

災害による被害の程度を証明する書面（以下「罹災証明書」という。）を交付しなければならないものとする。

- (2) 市町村長は、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、(1)による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

（第九十条の二関係）

## 2 被災者台帳の作成

- (1) 市町村長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成することができるものとする。

- (2) 市町村長は、(1)の被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名等の情報を内部で目的外利用し、又は関係都道府県知事等に対し必要な情報の提供を求めることができるものとする。

(3) 市町村長は、被災者の援護の実施に必要な限度で、(1)の被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、内部で目的外利用できるものとする事。

(4) 市町村長は、被災者の援護の実施に必要な限度で、他の地方公共団体に台帳情報を提供できるものとする事。  
(第九十条の三及び第九十条の四関係)

## 七 財政金融措置

地方財政法第五条の例外として地方債の起債ができる場合として、政令で定める災害の発生した日の属する年度のほか、その翌年度以降の年度で政令で定めるものを加える事。(第二百二条第一項関係)

## 八 災害緊急事態

### 1 災害緊急事態の布告の要件の見直し等

(1) 災害緊急事態の布告を発する要件として、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別の必要があると認められる事を追加すること。

(2) 災害緊急事態の布告があった場合における緊急災害対策本部の設置に関し、区域要件を不要とするものとする事。  
(第二百五条第一項及び第一百七条関係)

## 2 対処基本方針の作成等

(1) 政府は、災害緊急事態の布告があつたときは、次に掲げる事項を内容とする、災害緊急事態に対処するための基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）を定めるものとする。

イ 災害緊急事態への対処に関する全般的な方針

ロ 災害応急対策に関する重要事項

ハ 国の経済の秩序の維持に関する重要事項

ニ ロ及びハに掲げる事項のほか、当該災害に係る重要な課題への対応に関する重要事項

ホ ロ、ハ及びニに掲げる事項に係る事務を的確に遂行するための体制に関する重要事項

(2) 内閣総理大臣は、災害緊急事態への対処に当たり、閣議決定された対処基本方針に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。

（第百八条関係）

## 3 情報の公表

内閣総理大臣は、災害緊急事態の布告に係る災害について、当該災害の状況、これに対してとられた措置の概要その他の当該災害に関する情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により

公表しなければならないものとする事。

(第百八条の二関係)

#### 4 国民への協力の要求

(1) 内閣総理大臣は、災害緊急事態の布告があつたときは、国民に対し、必要な範囲において、国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資をみだりに購入しないことその他必要な協力を求めることができるものとする事。

(2) 国民は、(1)により協力を求められたときは、これに応ずるよう努めなければならないものとする事。

(第百八条の三関係)

#### 5 災害緊急事態の布告に伴う特例

(1) 災害緊急事態の布告があつたときは、五 4 (3)により当該災害を指定する政令が定められたもののみならず、五 4 (3)の措置を適用するものとする事。

(2) 災害緊急事態の布告があつたときは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づく措置のうち、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置等の措置について、同法に基づく政令の指定を要せず適用することとする事。

(第百八条の四及び第百八条の五関係)

## 第二 災害救助法の一部改正

### 一 都道府県が被災都道府県を応援するため支弁した費用

1 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、他の都道府県から救助の応援を受けた被災都道府県は、国に対して、当該救助の応援に係る費用について、立て替えて弁済するよう要請できるものとする事。

(第二十条第二項関係)

2 国は、1の規定による要請があつた場合、当該救助の応援に係る費用について、立て替えて弁済できるとする事。

(第二十条第三項及び第四項関係)

3 国は、2の規定による弁済に代えて、被災都道府県への国庫負担金について、被災都道府県を応援した都道府県へ支払うことができるものとする事。

(第二十一条第二項関係)

### 二 災害救助基金

各年度における災害救助基金の最少額を五百万円とする旨の規定を削除すること。

(第二十三条関係)

三 都道府県知事による情報提供

都道府県知事は、救助を行った者について、第一の六二(2)により市町村長から情報の提供の求めがあった場合、自らが保有する情報を提供するものとする。

(第三十条関係)

第三 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正

一 特定非常災害の被災者である相続人について、相続の承認又は放棄をすべき期間の末日が特定非常災害発生日以後政令で定める日の前日までに到来する場合は、その期間を当該政令で定める日まで伸長するものとする。

(第六条関係)

第四 内閣府設置法及び厚生労働省設置法の一部改正

一 災害救助法等の所管を厚生労働省から内閣府に移管するものとする。

第五 附則

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、第一の五八及び六二、第二並びに第四の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第一の三並びに四二及び三の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する

ものとする事。

(附則第一条関係)

二 政府は、この法律の施行後適当な時期において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があるとき認めるときは、所要の措置を講ずるものとする事。

(附則第二条関係)

三 この法律の施行に伴い必要な経過措置を定める事。

(附則第三条、第四条、第五条及び第十六条関係)

四 その他関係法律について所要の改正を行う事。

第六 その他所要の改正を行うものとする事。